

製品安全データシート

作成日 2009年2月1日
改訂日 2010年11月30日

1.製品及び会社情報

製品名： アサヒシールプライマー B
会社名： 旭化工株式会社
住所： 東大阪市高井田西2丁目2番6号
担当部門： 技術
電話番号： 06-6782-8683
Fax番号： 06-6782-8685

2.危険有害性の要約

GHS分類

引火性液体	: 区分3
自然発火性液体	: 区分外
自己発熱性化学品	: 分類できない
金属腐食性物質	: 区分外
急性毒性(経口)	: 区分5
急性毒性(経皮)	: 区分外
急性毒性(蒸気)	: 区分5
急性毒性(粉じん/ミスト)	: 分類できない
皮膚腐食性・刺激性	: 区分2
眼に対する重篤な損傷・刺激性	: 区分1
呼吸器感作性	: 分類できない
皮膚感作性	: 区分1
生殖細胞変異原性	: 区分外
発がん性	: 区分外
生殖毒性	: 区分1B
特定標的臓器・全身毒性(単回暴露)	: 区分1(呼吸器、肝臓、中枢神経系、腎臓) 区分3(麻酔作用気道刺激性)
特定標的臓器・全身毒性(反復暴露)	: 区分1(呼吸器)
吸引性呼吸器有害性	: 区分2
水生環境急性有害性	: 区分1
水生環境慢性有害性	: 区分2

*記載のないものは「分類対象外」。

GHS ラベル要素



注意喚起用語 危険

危険有害性情報 : H226 引火性液体および蒸気
H303 飲み込むと有害のおそれ (経口)
H305 飲み込み、気道に侵入すると有害のおそれ
H315 皮膚刺激
H317 アレルギー性皮膚反応を引き起こすおそれ
H318 重篤な眼の損傷
H333 吸入すると有害のおそれ (蒸気, ミスト)
H336 (麻酔作用) 眠気またはめまいのおそれ
H360 生殖能または胎児への悪影響のおそれ
H370 臓器の障害 (呼吸器、肝臓、中枢神経系、腎臓)
H372 長期または反復暴露による臓器の障害 (呼吸器)
H401 水生生物に毒性あり
H411 長期的影響により水生生物に毒性あり

注意書き

安全対策

: 使用前に取扱説明書を入手すること (P201)。
全ての安全注意を読み理解するまで取り扱わないこと (P202)。
熱/火花/裸火/高温のもののような着火源から遠ざけること (P210)。—禁煙。
容器を密閉しておくこと (P233)。
容器を接地すること/アースをとること (P240)。
防爆型の電気機器/換気装置/照明機器を使用すること (P241)。
火花を発生させない工具を使用すること (P242)。
静電気放電に対する予防措置を講ずること (P243)。
粉じん/煙/ガス/ミスト/蒸気/スプレーを吸入しないこと (P260)。
妊娠中/授乳期中は接触を避けること (P263)。
取扱後は手をよく洗い、うがい、眼の洗浄をすること (P264)。
この製品を使用する時に、飲食または喫煙をしないこと (P270)。
屋外または換気の良い場所でのみ使用すること (P271)。
汚染された作業衣は作業場から出さないこと (P272)。
環境への放出を避けること (P273)。
保護手袋/保護衣/保護眼鏡/保護面を着用すること (P280)。

- 指定された個人用保護具(安全帽、保護眼鏡、保護面、呼吸用保護具、保護手袋、保護衣、保護長靴など)を使用すること (P281)。
- 応急措置 : 飲み込んだ場合 (P301) : ただちに医師に連絡すること (P310)。気分が悪い時は医師に連絡すること (P312)。無理に吐かせないこと (P331)。
 皮膚に付着した場合 (P302) : 多量の水と石鹼で洗うこと (P352)。皮膚を流水/シャワーで洗うこと。(P353)。汚染された衣類をすべて脱ぐこと (P361)。
 皮膚(または髪)に付着した場合 (P303) : 直ちに汚染された衣類をすべて脱ぐこと/取り除くこと。皮膚を流水/シャワーで洗うこと (P353、P361)。
 吸入した場合 (P304) : 気分が悪い時は医師に連絡すること (P312)。
 眼に入った場合 (P305) : コンタクトレンズを着用していて容易に外せる場合は外すこと。その後も洗浄を続けること。(P338)。水で数分間注意深く洗うこと (P351)。
 暴露した場合 (P307) : 医師に連絡すること (P311)。
 暴露または暴露の懸念がある場合 (P308) : 医師の診断/手当てを受けること (P313)。
 暴露したとき、または気分が悪い時 (P309) : 医師に連絡すること (P311)。
 皮膚刺激が生じた場合 (P332) : 医師の診断/手当てを受けること (P313)。
 皮膚刺激または発疹が生じた場合 (P333) : 医師の診断/手当てを受けること (P313)。
 火災の場合 (P370) : 消火に消火に粉末、二酸化炭素、泡消火器を使用すること (P378)。
 気分が悪い時は、医師の診断/手当てを受けること (P314)。
 特別な処置が必要である(このラベルの4. 応急措置を参照) (P321)。
 汚染された衣類を脱ぎ、再使用する場合には洗濯をすること (P362)。
 漏出物を回収すること (P391)。
 特別処置が緊急に必要である場合は、このラベルの補足の応急処置指針(指針番号 130)を参照すること。
- 保管 : 容器を密閉して、直射日光を避け、火気、熱源から遠ざけて、涼しいところ、換気の良いところに施錠して保管すること (P403、P405)。
- 廃棄 : 内容物、容器を廃棄する場合には、該当法規に従い、都道府県知事に許可された産業廃棄物処理業者に委託すること。
 使用済みの容器は、他の用途に使用しないで適正に廃棄すること (P501)。

3.組成、成分情報

単一製品・混合物の区別 : 混合物

化学名又は一般名 : アルコキシシランとキシレンとの混合物

成分など

成分	含有量	CAS 番号	化審法 NO.	安衛法
アルコキシシラン	5%	---	登録済	既存
キシレン	95%	1330-20-7	3-3	既存
(キシレン中のエチルベンゼン)	47%	100-41-4	3-28	既存

国連分類 : 引火性液体類 クラス 3.3

国連番号 : 1866

* 上記記載の濃度又は濃度範囲は代表値ですので、規格を保証するものではありません。

4. 応急措置

- | | |
|------------------------------|--|
| 目に入った場合： | <ul style="list-style-type: none">・ 清浄な流水で最低15 分間目を洗浄する。・ 洗眼の際、眼球とまぶたの隅々まで洗浄する。・ コンタクトレンズは固着していない限り取り除いて洗浄する。・ 眼の刺激が持続する場合は、医師の診断、手当てを受けること。 |
| 皮膚に触れた場合： | <ul style="list-style-type: none">・ 汚染された衣類、靴などを速やかに脱ぎ捨てる。・ 多量の水または石けん水で十分に洗い落とす。・ 高温の液体が付着した場合は、清浄な流水で冷やし火傷の進行を防ぐ。・ 皮膚刺激があれば、医師の手当、診断を受けること。 |
| 吸入した場合： | <ul style="list-style-type: none">・ 被災者をただちに空気の新鮮な場所に移す。・ 呼吸停止または呼吸が弱い場合は人工呼吸をする。（衣類を緩め気道を確保する）・ 毛布などを使用して身体の保温に努め安静に保つ。 |
| 飲み込んだ場合： | <ul style="list-style-type: none">・ 揮発性なので吐き出させると、かえって危険が増す。ただちに医師の診断、手当てを受ける。・ 水でよく口の中を洗わせてもよい。・ 意識がない被災者には、口から何も与えてはならない。 |
| 予想される急性症状
及び遅発性症状： | <ul style="list-style-type: none">・ 吸入：めまい、し眠、頭痛、灼熱感、腹痛、吐き気・ 皮膚：皮膚の乾燥、発赤・ 眼：眼の発赤、痛み |
| 最も重要な兆候及び症状：
応急措置をする者の保護： | <ul style="list-style-type: none">・ 応急措置の際、救助者は自分の皮膚に触れたり、目に入らぬよう注意する。 |
| 医師に対する特別な注意事項： | |
-

5. 火災時の措置

- | | |
|---------------------------|--|
| 消火剤： | <ul style="list-style-type: none">・ 小火災：粉末、二酸化炭素、泡、乾燥砂・ 大火災：散水、噴霧水、耐アルコール性泡消火剤などを用いて空気を遮断する事が有効である。 |
| 使ってはならない消火剤：
特有の危険有害性： | <ul style="list-style-type: none">・ 棒状水の使用は火災を拡大し危険な場合がある。・ 燃焼生成ガスは有害な一酸化炭素を含有する。・ 摩擦、熱、火花及び火炎で発火するおそれがある。・ 加熱により容器が爆発するおそれがある。 |

- ・フレアー燃焼効果により速やかに燃焼するおそれがある。
 - ・爆発したり、爆発的な激しさで燃焼するおそれがある。
 - ・消火後再び発火するおそれがある。
 - ・消火作業は風上から行う。
 - ・消火作業は適切な保護具（自給式呼吸器、防火服、防災面等）を着用する。
 - ・火災周辺は関係者以外立入禁止とする。
 - ・周囲の可燃物設備を散水して冷却する。
 - ・移動可能な可燃物容器は安全な場所へ移す。
- 特有の消火方法：
消火を行う者の保護：
火災周辺の措置：

6.漏出時の措置

- 人体に対する注意事項、
保護具及び緊急時措置：
- ・漏洩物に触れたり、その中を歩いたりしない。
 - ・風下の人を避難させ、漏出場所から人を遠ざける。
 - ・ロープ等を張り関係者以外立入禁止とする。
 - ・作業には適切な保護具を着用し、風上から作業する。
- 環境に対する注意事項：
- ・側溝、下水、河川に流出しないように注意する。
 - ・河川等に排出され、環境へ影響を起ささないように注意する。
- 回収・中和：
- ・少量の場合、乾燥土、砂や不燃材料で吸収し、あるいは覆って密閉できる空容器に回収する。後で廃棄処理する。
 - ・大量の場合、盛土で囲って流出を防止し、安全な場所に導いて回収する。散水は、蒸気濃度を低下させる。しかし、密閉された場所では燃焼を抑えることが出来ないおそれがある。
 - ・水上に流出した場合、吸収材を使用して回収すること。
- 封じ込め及び浄化の
方法・基材：
- ・危険でなければ漏れを止める。
 - ・漏出物を取扱うとき用いる全ての設備は接地する。
 - ・蒸気抑制泡は蒸発濃度を低下させるために用いる。
 - ・吸収したものを集めるとき、きれいな帯電防止器具を用いる。
- 二次災害の防止策：
- ・すべての発火源を速やかに取り除く（近傍での喫煙、火花や火炎の禁止）。
 - ・排水溝、下水溝、地下室あるいは閉鎖場所への流入を防ぐ。

7.取扱い及び保管上の注意

取扱い：

- 技術的対策：
局所排気・全体換気：
安全取扱い注意事項：
- ・「8. 暴露防止及び保護措置」に記載の設備対策を行う。
 - ・「8. 暴露防止及び保護措置」に記載の局所排気、全体換気を行う。
 - ・すべての安全注意を読み理解するまで取扱わないこと。

- ・周辺での高温物、スパーク、火気の使用を禁止する。
- ・容器を転倒させ、落下させ、衝撃を加え、又は引きずるなどの取扱いをしてはならない。
- ・接触、吸入又は飲み込まないこと。取扱い後はよく手を洗うこと。
- ・屋外又は換気の良い区域でのみ使用すること。
- ・酸化剤

接触回避：

保管

技術的対策：

- ・消防法の規定に従った技術的対策をとる。
- ・保管場所には危険物を貯蔵し、又は取り扱うために必要な採光、照明及び換気の設備を設ける。

保管条件：

- ・直射日光を避け、換気の良い冷暗所に保管し、着火源、高温物体等を近づけない。
- ・空気中の湿分と反応してメタノールを発生するので、一度開封したものを再保管する場合は、雰囲気を窒素、或いは乾燥空気で置換して密封する。
- ・酸化性物質と保管を区分する。
- ・保管時は施錠を行う。

混触危険物質：

- ・酸化性物質

容器包装材料：

- ・消防法及び国連輸送法規で規定されている容器を使用する。

8. 暴露防止措置

管理濃度	：成分	／管理値	
	キシレン	／100ppm	
	メタノール	／200ppm	
許容濃度	：成分	／日本産業衛生学会 [1999]	／ACGIH [1999]
	キシレン	／100ppm	／100ppm(TWA)
			／150ppm(STEL)
	メタノール	／200ppm	／200ppm(TWA)
			／250ppm(STEL)

設備対策：

- ・屋内の取扱い場所は局所または全体排気装置を設ける。
- ・取扱い場所の電気機器は防爆構造とし、機器類は静電気対策をする。
- ・取扱い場所の近くに緊急用の洗眼器、シャワーを設置し、その位置を表示する。
- ・高熱取扱いで、工程でミストが発生するときは、空気汚染物質

を管理濃度以下に保つために換気装置を設置する。

保護具

- | | |
|---------|---|
| 呼吸器系： | ・防毒マスク（有機ガス用） |
| 手： | ・保護手袋（耐油性） |
| 目： | ・保護眼鏡、ゴーグル |
| 皮膚及び身体： | ・保護長靴（耐油性）、防災面、保護服、保護前掛 |
| 衛生対策： | ・この製品を使用する時に、飲食又は喫煙をしないこと。
・取扱い後はよく手を洗うこと。 |

9.物理的及び化学的性質

物理的状態、形状、色など：	淡黄色透明液体
臭い：	芳香族臭
pH：	データなし
引火点：	未測定（タグ密閉式、キシレン：28℃）
発火点：	未測定（m-キシレン：527℃）
爆発限界・下限—上限：	溶剤の蒸気と空気は爆発性混合ガスを作る （m-キシレン 爆発範囲：1.1～7.0vol%）。
比重：	0.85～0.91
分解温度：	データなし

10.安定性及び反応性

安定性：	・通常のと扱条件においては安定である（キシレン）。3)
危険有害反応可能性：	・酸化性物質等に触れると反応する危険性がある（キシレン）。3)
避けるべき条件：	・加熱（キシレン）3)
混触危険物質：	・酸化剤（キシレン）3)
危険有害な分解生成物：	・燃焼により、一酸化炭素、二酸化炭素などを発生する（キシレン）。3) ・水、酸、アルカリと穏やかにと反応してメタノールを生成する（アルコキシシラン）。

11.有害性情報

急性毒性：	経口ラット LD50 8640 mg/kg（キシレン）2) 経口ラット LD50 3500 mg/kg（エチルベンゼン）3)
-------	---

	経口ラット LD50 5828 mg/kg (メタノール)
	吸入ラット(蒸気) LC50 6700 ppm (4 h) (キシレン) 2)
	吸入ラット(蒸気) LC50 64,000 ppm (4 h) (メタノール)
	吸入すると有害 (区分5)
皮膚腐食性・刺激性：	ウサギの皮膚に適用した試験において「皮膚刺激性がある」と考えられ、区分2 に分類した (キシレン)。 3)
	皮膚刺激 (区分2)
眼に対する重篤な損傷・刺激性：	キシレン混合物(Cas1330-20-7)は眼に対して中等度の刺激性を示し、また、ヒトへの影響に「p-キシレンの急性影響は混合体によるものと本質的な差異はないと考えられている」とあることから、本物質は眼に対して刺激性を示すと推定した。 3)
	重篤な眼の損傷(区分1)
呼吸器感作性：	情報なし
皮膚感作性：	情報なし
生殖細胞変異原性：	サルモネラ菌を用いたエームテストにおいて、オルト、メタ、パラキシレンはいずれも変異原性は認められなかった。人の抹消血リンパ球培養液に1.52mg/mlを加えた実験で、染色体異常の増加、姉妹染色分体交換率の増加は認められなかった。経世代変異原性試験なし、生殖細胞in vivo 変異原性試験なし、体細胞in vivo 変異原性試験 (小核試験) で陰性、であることから区分外とした。 3)
発がん性：	情報なし
生殖毒性：	EU-Annex I R60, R61, R62, R63, R64 に該当しないため区分外とした。 3)
特定標的臓器・全身毒性 (単回暴露)：	「喉の刺激性、重度の肺うっ血、肺胞出血及び肺浮腫、肝臓の腫大を伴ううっ血及び小葉中心性の肝細胞の空胞化、点状出血と腫大及びニッスル小体の消失を伴う神経細胞の損傷、四肢のチアノーゼ、一過性の血清トランスアミナーゼ活性の上昇、血中尿素の増加、内在性クレアチニンの尿中クリアランス低下、肝臓障害及び重度の腎障害、記憶喪失、昏睡」、「肺のうっ血、浮腫、巣状肺胞出血」等の報告、実験動物については、深い麻酔作用等の報告があることから、呼吸器、肝臓、中枢神経系、腎臓を標的臓器とし、麻酔作用をもつと考えられる。 3)
	呼吸器、肝臓、中枢神経系、腎臓の障害 (区分1)
	眠気またはめまいのおそれ、気道刺激性 (区分3)
特定標的臓器・全身毒性 (反復暴露)：	ヒトについては、「眼や鼻への刺激性、喉の渇き」、「慢性頭痛、胸部痛、脳波の異常、呼吸困難、手のチアノーゼ、発熱、白血球数減少、不快感、肺機能低下、労働能力の低下、身体障害及び精神障害」等の報告がある。 3)
	長期又は反復暴露による呼吸器、神経系の障害 (区分1)
吸引力呼吸器有害性：	低粘性の炭化水素であり、「この液体を飲み込むと、誤嚥により化学性肺炎を起こす危険がある。」との報告がある。 3)

飲み込み、気道に侵入すると生命に危険のおそれ (区分 2)

12.環境影響情報

生態毒性

魚類急性毒性:	ニジマス	LC50 (96h) 3.3 mg/L (キシレン) 3)
	ニジマス	LC50 (96h) 4.2 mg/L (エチルベンゼン) 3)
甲殻類急性遊泳阻害:	オオミジンコ	EC50 (48h) 2-12 mg/L (キシレン) 3)
	オオミジンコ	EC50 (48h) 1.8-2.9 mg/L (エチルベンゼン) 3)
藻類生長阻害:	セレナストラム	EC50 (72h) 3.2 mg/L (p - キシレン) 3)
	セレナストラム	EC50 (72h) 0.8 mg/L (o - キシレン) 3)
	緑藻	EC50 (96h) 3.6-7.7 mg/L (エチルベンゼン) 3)
残留性・分解性:	急速分解性がない (BOD による分解度: 39%) 3)	
生体蓄積性:	生物濃縮係数(log Kow=3.16) 3)	
土壌中の移動性:	情報なし	
他の有害影響:	情報なし	
環境基準:	情報なし	
水生環境急性有害性:	水生生物に毒性(区分1)	
水生環境慢性有害性:	長期的影響により水生生物に毒性(区分 2)	

13.廃棄上の注意

残余廃棄物:	廃棄物においては、関連法規ならびに地方自治体の基準に従うこと。 都道府県知事などの許可を受けた産業廃棄物処理業者に委託し、関係法令を遵守して適正に処理する。廃棄物の処理を委託する場合、処理業者等に危険性、有害性を充分告知の上処理を委託する。
汚染容器・包装:	容器は清浄にしてリサイクルするか、関連法規ならびに地方自治体の基準に従って適切な処分を行う。 空容器を廃棄する場合、内容物を完全に除去する。

14.輸送上の注意

国連分類	: クラス 3.3 (引火性液体類)
国連番号	: 1866
品名	: 塗料又は塗料関連物質

容器等級	: II
国内規制	
陸上運送	: 消防法、道路法等に定められている運送方法に従う。
海上運送	: 船舶安全法に定められている運送方法に従う。
航空輸送	: 航空法に定められている運送方法に従う。
輸送の特定の安全対策及び条件	: 火気厳禁 目に入れたり、蒸気を吸入したりしないこと。 容器の破損、漏れがないことを確かめること。 輸送前に、容器の破損、腐食、漏れなどが無いことを確認する。 転倒、落下、損傷のないよう積み込み、荷崩れ防止を確実にこなう。 該当法令に従い、包装、表示、輸送を行なう。
応急措置指針番号	: 130

15.適用法令

消防法	: 危険物第 4 類第 2.石油類
安衛法	特化則 : 該当せず
	有機則 : 該当 (キシレン : 第 2 種有機溶剤)
	法 57 条 (表示) : 該当 (キシレン)
	法 57 条の 2 : 該当 (キシレン・137 号、エチルベンゼン・71 号) (通知対象物)
	その他 :
PRTR 法	: 該当 (キシレン・63 号、エチルベンゼン・40 号 : 第 1 種指定化学物質)
毒劇法	: 該当せず
船舶安全法 (危規則)	: 該当 (告示別表第 5 : 引火性液体類)
航空法	: 該当 (告示別表第 3 : 引火性液体)
その他	: 一般論としては廃棄物の処理及び清掃に関する法律、水質汚濁防止法、道路運送車両法、作業環境測定法、海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律などが関与する。含有するキシレンは悪臭防止法で定める特定悪臭物質の 1 つである。

16.その他 (文献等)

- 1)ウレタン原料工業会 : ポリウレタン原料について一安全取扱いの手引き (1987)
- 2)三井化学㈱ : MSDS 「キシレン」 (2000)
- 3)日本芳香族工業会 : MSDS 「キシレン」 (2010)
- 4)化学物質の危険・有害便覧 (中央労働災害防止協会編)

17.記載内容の問い合わせ先 :

旭化工株式会社

電話番号 : 06-6782-8683

Fax 番号 : 06-6782-8685

*記載内容は、現時点で入手できる情報等に基づいて作成しておりますが、新しい知見により改訂されることがあります。含有量、物理化学的性質は保証値ではありません。記載のデータ及び評価については、必ずしも十分ではありませんので、取扱いには注意してください。又、注意事項は通常の実施を前提としたもので、特殊な取扱いの場合には、さらに用途、用法に適した安全対策を実施してください。